

昭和34年 5月 7日制定
昭和51年 5月25日改定
平成 9年 6月12日改定
平成15年 6月12日改定
平成23年 5月12日改定
平成25年 5月 9日改定
令和元年 5月22日改定
令和 3年 5月17日改定

電気安全九州委員会規約

- 第1条 本会は電気安全九州委員会（以下本会という）と称す。
- 第2条 本会は事務所を（一社）日本電気協会九州支部内に置く。
- 第3条 本会は電気事故を防止し、安全をはかるとともに、不良電気用品の駆逐並びに電気安全に関する知識の普及徹底をはかることを目的とする。
- 第4条 本会は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。
- 一 電気事故防止に関する周知、宣伝、指導
 - 二 電気工事に関する安全指導
 - 三 電気施設の安全に関する調査並びに周知、宣伝、指導
 - 四 キュービクル式受電設備ならびに電気用品に関する調査、周知、宣伝
 - 五 電気保安功労者の表彰
 - 六 その他本会の目的達成に必要な事項
2. 前項の事業を行うために、必要な規定を設けることができる。
- 第5条 本会は、九州管内の関係官公庁、電気事業者、電気用品関係事業者、電気工事事業者、工場・事業所、その他関係団体の代表者より選出された委員をもって構成する。
- 第6条 本会に委員長1名及び副委員長2名を置く。
- 第7条 委員長は本会を代表し、業務を統括する。
副委員長は委員長を補佐し委員長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 第8条 本会は幹事若干名並びに会計監査2名を置く。
- 第9条 本会には、第4条に掲げる事業を実施するため、必要に応じ専門部会を設けることができる。
2. 第4条五号の事業を実施するため、電気保安功労者表彰審査委員会を置く。

第10条 専門部会の部会長及び委員は委員長がこれを委嘱する。

2. 電気保安功労者表彰審査委員会の委員は審査の厳選を期するため学識経験者、電気事業者、自家用施設者、電気関係事業者、その他関係団体の中から委員長がこれを委嘱する。

第11条 第9条の2項の運営に必要な事項については別に定めるところによる。

第12条 役員の任期は2か年とする。但し、再選することは妨げない。

なお、任期中に異動のときは、後任者が前任者の残存期間を引継ぐものとする。

第13条 本会に顧問を置くことができる。顧問は委員会の議を経て委員長がこれを委嘱する。

顧問については、委員会に出席し、電気保安施策の普及推進や保安上の技術的課題の検討にあたり、保安監督官庁の見地から本会の運営につき意見を述べることができる。

顧問の任期は役員に準ずるものとする。

第14条 本会の経費は委員会の議を経て構成団体その他の拠金をもって充当する。

第15条 本会の会計年度は、4月1日から翌年の3月31日までとする。

第16条 本会の会議を分けて委員会及び幹事会とする。

委員会は本会の規約の改正、事業計画、その他重要な事項を決定するものとし、事業年度終了後3か月以内に開催する。また、必要に応じ臨時に開催することができる。

幹事会は会の促進をはかるものとし、必要に応じ開催する。

委員会及び幹事会は委員長がこれを招集する。審議結果については、過半数をもって承認の可否を判定するものとし、承認・否認が同数の場合は委員長が判断する。なお、感染症感染の恐れがある等諸般の事情により招集しての会議開催が不相当と考えられる場合や、決定に緊急を要する臨時開催において招集が困難である場合は、書面にて審議することを可とする。この場合の審議結果は、前述に準じ判定する。

第17条 本規約に記載のない事項及び本規約に疑義を生じた場合は委員会の決定による。